

別紙：御意見の概要及びその対応について

(意見募集対象：地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針案)

番号	御意見の概要		御意見に対する考え方	
	該当箇所			
	項目	行		
1	第一 二 P7-8		地域生物多様性増進活動に関しては、自治体単位というより、集落等の地域単位での活動が多いため、市町村の計画より小さな単位での活動計画の策定・実施が優先されるような記述とされたい。	地域生物多様性増進活動は、企業や団体等が実施する生物多様性の増進に資する活動であり、御指摘のような小さな単位での活動も含まれるものと考えています。 また、連携地域生物多様性増進活動は、地域生物多様性増進活動のうち、市町村と地域における多様な主体が連携して行なうものですが、市町村全域を必ず対象にしなければならないものではなく、ある特定の集落等の地域単位で計画を立てることも可能です。
2	第一 二 P9	12	生態系ネットワークの構築の意義に「気候変動適応策として最も重要な方策の一つとなる」となることを追記すべきである。	御趣旨を踏まえ、「さらに、生態系ネットワークが構築されることは、気候変動等の影響に対する生態系の強靱性を高めることにも寄与し、気候変動適応策としても重要な方策の一つとなる。」に修正します。
3	第一 二 P10 P15 P19	7-8 11-12 5	地域における生物多様性の増進と地域の活性化のためには、農林水産業に加え、生業としての持続可能な観光の推進が重要であることを追記されたい。	御趣旨を踏まえ、 P10「また、持続可能な農林漁業や観光業など自然資本に立脚した産業」 P16「地域固有の生業を通じた経験と理解を活かして持続可能な農林漁業や観光業の一環として」 に修正します。

4	第二 二 P13	8	国の役割に「地方公共団体・事業者等の計画策定や目標設定の支援」を加えるべきである。	御趣旨を踏まえ、「国の制度・事業の活用とともに、増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成の支援、」に修正します。
5	第二 二 P13	8	国の役割に「保全やモニタリングの担い手の人材育成」を加えるべきである。	御趣旨を踏まえ、「生物多様性に関する知見を有する有識者とのマッチングや人材育成の促進等」に修正します。
6	第二 二 P14	2	企業や個人の生物多様性に関する理解や関心を高めるためには、学校教育関係者の意識を高め、研修会の開催促進や学校教育内容への適切な反映も必要。	団体や個人に学校教育関係者も含まれておりますので、教育関係の記載を明らかとするために、「企業、団体及び個人の生物多様性に対する理解や関心を高めるため、広報活動を通じた情報の発信や環境教育の推進等を行い、また」に修正します。

7	第二 二 P14 P45 P46	2-3 6-7、8-9 3-4	本制度は複雑で一般市民には理解が難しいため、学校教育、社会教育を含めた様々な場で制度の周知普及を進めることが極めて重要である。	本制度の普及は重要であり、第五の四及び五に記載の施策も含め総合的に普及させていく予定であり、第二の二及び第五の五でその旨を記載しています。 その趣旨をより明確化するため、御趣旨を踏まえ、p45「地方公共団体、地域住民、消費者、企業、NPO・NGO等の多様な主体に対して法の認知や理解の向上を図ることが重要である。そのため、国は、WEBでの発信や既存イベントでの発信、セミナー等の広報活動のほか、関係者間の連携・協力のあっせんを担う地域生物多様性増進活動支援センターやNPO・NGO等の民間による中間支援組織とも連携して、法の内容や認定された各活動実施計画の周知を図ることに努める。」 p46「研究・教育機関等とも連携し、」に修正します。
8	第三 P16	6	増進活動実施計画の基本的事項に、生物多様性の評価に加えて、価値を損なう可能性のある脅威の特定、脅威への具体的な対策、また実施計画の効果が測定できるような指標の設定も含めるべきである。	活動実施計画の作成にあたっては、生物多様性の状況等について事前に情報収集や調査等を行なうことが重要である旨記載しており、この「状況」には御指摘の脅威も含まれています。また、活動の成果を把握するためのモニタリングを行なうことが重要である旨記載しています。

9	第三 一 P17	9	<p>自然体験活動を含む環境教育が、地域生物多様性増進活動の重要な活動の一つであることを、より明確に示すべきである。</p>	<p>環境教育は重要な活動の一つであると考えており、第一の二の1の地域生物多様性増進活動の定義でも「同活動には、生物多様性の増進にも資する農林漁業や緑地の保全・創出のほか、自然との触れ合いなど環境教育の体験活動等も含まれている。」と記載しています。その他、第一の二の2（4）、第二の二などにおいても環境教育が地域生物多様性増進活動に含まれることを記載しています。</p>
10	第三 一 P17	5	<p>グリーンウォッシュを認める制度でないことを明示するため、「又は生物多様性を損失させることを避けるためにも」という部分を「生物多様性を損失させる、グリーンウォッシュとの批判を受けることを避けるためにも」とする。</p>	<p>御指摘の「グリーンウォッシュ」という言葉については、言葉の捉え方による誤解を避けるため、「グリーンウォッシュ」という言葉自体の使用は差し控えたいと考えています。</p> <p>なお、御指摘の意図については、「対外的には生物多様性に配慮しているように見せかけているが、実際には効果がない、又は生物多様性を損失させることを避けるためにも」の記載に含まれているものと考えています。</p>

11	第三 一 P20	1	目標の設定は「土地利用の変遷や周辺の状況、実施区域の生態系のタイプ、状態及び課題を踏まえて」という部分に「周辺地域との関係に係る過去の経緯」、「過去の生態系の状況」を加える。	御指摘の「周辺地域との関係に係る過去の経緯」「過去の生態系の状況」については、「土地利用の変遷」に含まれておりますので、この点が申請者にも分かるよう運用してまいります。
12	第三 二 P22	12	活動の目標として、生物多様性を維持する活動の場合であっても、価値をさらに向上させることを推奨すべきである。	御趣旨を踏まえ、「さらに、生物多様性の価値をより向上させていく目標も望ましい。」と追記します。

13	第三 三 P25	<p>民有地をOECMとして長期にわたって保護するには、今後新たに土地を取得する場合の不動産取得税や譲渡所得税、土地を継続して保有する場合の固定資産税の免除が有効であり、特例措置に加えるべき。</p> <p>また、租税特別措置法第40条に記載された特例承認要件のうち要件1に、「自然環境の保全」や「生物多様性の維持、向上」も追加するか、「科学の向上」に含まれるとの認識を示すべき。</p> <p>投資家、支援者等のステークホルダーに正しい情報を届けて、持続可能な自然環境を保全する事業を行うためにも、地域生物多様性増進活動を促進するための新たな減損会計適用基準の設定と環境保全に対する正当な価格指標が必要。</p>	<p>基本方針の御指摘の箇所には、生物多様性増進活動促進法において措置した法の特例について記載しているものです。</p> <p>税制や資産評価に関する御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
----	-------------	---	--

14	第三 四 P30	1	認定基準に関する部分、30頁1行目に、「土地利用の変遷や周辺地域との関係に係る過去の経緯等に照らして」を加え、また、「実施区域の生物多様性」を「地域の生物多様性」に変える。	活動実施計画に活動の目標を立てることとしており、「活動の目標」の基準を「土地利用の変遷、周辺地域の状況、実施区域の現況及び課題を踏まえて、」としています。また、活動実施計画に記載する活動の範囲は実施区域であるため、ここでは「実施区域の生物多様性」としていません。
15	第四 一 P32-33	P32 : 13 P33 : 1	農地生態系が提供する生態系サービスも劣化している状況にあることから、「地域の豊かな生物多様性を基盤として、…生産活動が行われている」という状況にあるとは言えない。末尾を「生産活動を行うものである。」とすべき。	御趣旨を踏まえ、「農林漁業は、地域の豊かな生物多様性を基盤として、生態系やそれを構成する様々な生物からの恵みを受けながら生産活動を行うものである。」に修正します。

16	第四 一 P33	1-3	農地生態系における生物多様性の状態は、1950年代後半から現在において損失傾向にあることから、「地域の豊かな生物多様性が育まれており、」という状況にあるとは言えない。「生物多様性と農林漁業は相互に密接に関わっており、生物多様性に配慮した持続的な農林漁業の営みにより、森林や農地等の適切な維持・管理等が行われ、地域の豊かな生物多様性が育まれる。」とすべき。	御趣旨を踏まえ、「生物多様性と農林漁業は相互に密接に関わっており、生物多様性に配慮した持続的な農林漁業の営みにより、森林や農地等の適切な維持・管理等が行われ、地域の豊かな生物多様性が育まれる。」に修正します。
17	第四 一 P33	3-5	水田や水路の間には段差があり、生態系の連続性が途切れているところもあるため、「農業の生産現場では、地域に応じた多様な生態系が形成され…生態系の有機的なネットワークを作り上げている。」という部分について、「形成されたり」、「作り上げられたりしているところがある。」とすべき。	御趣旨を踏まえ、「農業の生産現場では、農村地域の水田や水路、ため池等の水辺環境等による有機的なネットワークを通じて、地域における多様な生態系が形成される。」に修正します。
18	第四 三 P39	5	生物多様性保全と気候変動対策の両立に配慮すべき具体的な対策として、本文に「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく都道府県基準や促進区域の設定等において」と追記すべきである。	御指摘の再生可能エネルギーとの関係については、「適切なゾーニングの設定やトレードオフの回避・最小化が必要な側面もあるため、」と記載しています。
19	第五 五 P43	9	税制面での優遇措置や減損会計からの除外は、土地を安定的に所有、維持するうえで極めて重要であり、これらの措置についても記載すべきであり、税制、会計面の優遇があることが明確に伝わるよう、項目タイトルを「1活動への資金・税制・会計等による支援」などとすべき。	税制や資産評価に関する御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
20	全体		農林漁業を農林水産業と統一して記載すべきである。	水産業には漁業と水産加工業が含まれるものと整理していますが、本法律は場所に紐付いた活動を対象としており、水産加工業に係る生物多様性増進活動が想定されないため、本法律では漁業とし、農林漁業としています。

21	全体	有害合成化学物質が、生物多様性を失わせていることへの対応策などが、何も論じられておらず、生物多様性を失わせている原因をなくすための、根本的な動きをまず打ち出した上での施策としてもらいたい。	本基本方針は、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針のため、化学物質に特化した記載はありませんが、「生物多様性国家戦略2023-2030」において、生態系の健全性の回復に向けた行動目標1-3において、IPBES地球規模評価報告書で特定された生物多様性の損失に深刻な影響を及ぼす五つの直接的な要因として汚染が挙げられていることを踏まえて、化学物質管理を推進すること等を記載しており、引き続き同施策を推進していきます。
----	----	--	--